

審 議 会 次 第

日 時 令和元年7月30日(火)
13時30分～

場 所 防災新館303会議室

第12回審議会

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 答申案について

(2) その他

4 閉 会

県立高等学校の長期構想策定に関する
必要な事項について

答 申 書
(案)

令和元年 ○ 月

山梨県高等学校審議会

目次

はじめに	1
I 構想策定上の視点	2
II 高等学校のあり方	4
1 高等学校の規模	4
2 地域における高等学校のあり方	5
3 公私のあり方	5
III 入学者選抜制度	7
IV グローバル化への対応	8
V 将来のイノベーションリーダー・グローバルリーダーの育成	9
VI 地域経済を支える産業人材の育成	11
VII 多様な分野の人材の育成	11
VIII 多様なニーズへの対応	12
IX 中高一貫教育	13
X 地域との連携	14
XI ICT の活用	16
XII 学校経営	17
むすび	19

はじめに

山梨県教育委員会では平成21年10月に「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に、県立高等学校の再編整備や中高一貫教育の導入等、高校改革を推進している。

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童・生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化や少子化が進んでいるほか、グローバル化の一層の進展やICTの普及を始めとする情報化のさらなる進展、非正規雇用の拡大を始めとする雇用環境の多様化など、社会生活のさまざまな場面でその影響が広がっている。

今、教育界はこれらの状況に対応し、県民の期待と要請に応えられるよう、魅力と活力のある高等学校の教育環境を創造するよう求められているところである。

このような中で、本審議会は、平成30年6月1日山梨県教育委員会から、次の事項について諮問を受けた。

1 県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について

山梨県教育委員会は、令和2年3月に終期を迎える「県立高等学校整備基本構想」の次なる県立高等学校の長期構想を策定するにあたり、その指針となるべき内容について、諮問してきた。

これを受け、本審議会は、可能な限り慎重に意見交換と検討を重ね、答申として取りまとめたものである。

I 構想策定上の視点

山梨県教育委員会から諮問を受けた「県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項」の検討に当たり、本審議会では、まず、本県の教育に関連する諸課題を捉え、それらを踏まえた上で長期構想策定上の基本的な視点を定める必要があると考えた。

構想策定の視点を定めるため、文部科学省が策定した第3期教育振興基本計画や改訂された高等学校学習指導要領などと課題と将来の方向性を共有し、山梨県の高等学校教育を取り巻く環境や現状を踏まえながら、グローバル化や、製造業や農業等の地域産業、地域との協働のあり方など、さまざまな面から審議を行った。その中で、いくつかの視点が焦点となった。まず、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、社会的・職業的自立に向けた能力の育成等子どもの成長の視点。家庭や地域の教育力の向上や学校と地域の連携・協働の視点。グローバルに活躍する人材やイノベーションを牽引する人材の育成、あるいは産業人材を始めとした多様な分野の人材の育成など、社会のあらゆる方面に関係する人材育成の視点。家庭の経済状況、地理的条件、多様なニーズに対応した教育機会の提供という視点。ICTの利活用という視点。さらなる少子化への対応という視点。以上のような多くの視点が見出され、審議を重ねた結果、次の表に示すとおり、構想策定上の視点を整理した。これらを今後10年間の県立高等学校の長期的な将来構想を策定する上で軸となる基本的な視点として捉え、12回に渡る審議会において県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項を探り、本答申に至ったものである。

○可能性に挑戦するために必要となる力の育成

- さらなる少子化への対応(生徒数、クラス数のさらなる減少)
適正規模の維持による活力・魅力ある高校づくり
- 生きる力の育成・キャリア教育
確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
学校運営への地域の参画や地域人材の活用
小中学校等との連携

○地域社会の持続的な発展を牽引する多様な力の育成

- イノベーションを牽引する人材の育成(大学との接続含む)
- グローバル人材の育成
- 産業人材等、多様な分野の人材の育成
高校の個性化、特色化の一層の推進による多様性のある高校づくり
山梨の良さを知るためのキャリア教育

○誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット

- 多様なニーズに対応した教育機会の提供
さまざまな背景を持った生徒の受入れの推進の必要性
- 家庭の経済状況や地理的条件によらず教育機会を確保
- グローバル化への対応
児童生徒のグローバル化(外国籍生徒等の増加)への対応

○教育推進のための基盤の整備

- ICTの利活用と情報教育(リスク管理含むリテラシーの向上)
- 地域に大切にされる高校づくり

Ⅱ 高等学校のあり方

1 高等学校の規模

今後さらに進行が予想される少子化については、直接学校の規模のあり方に影響し、高等学校における教育活動や部活動を始めとしたその他の諸活動のあり方に大きな影響を与えることが見込まれる。この少子化の影響を大きく受けることとなる高等学校の規模のあり方については、学校の設置のあり方にも密接に関連するものであることから、より慎重な議論が必要なものと本審議会は捉えた。

そこで本審議会では、適正な規模のあり方については、まずは山梨県に必要な教育のあり方や、教育の展開に必要な内容など各方面にわたる審議を行い、その審議を経た後に、それらを展開するにあたり適正と考えられる規模がどのようなものであるか検討していくこととした。

高等学校教育の諸相にわたる一連の審議を踏まえ、改めて審議を行ったところ、一学年160から320人という現在の適正な学校規模の考え方は、「生徒の成長や諸活動を考えても適正な内容であり、この考え方を維持する必要がある」という意見や、「小学校、中学校、高校と進学するにつれ、学校規模が次第に大きくなり、多人数、多様な生徒がいる中で適応し、社会性を育む必要がある」という意見、あるいは、「社会に出れば、非常にさまざまな人と出会う、人々の価値観も多様化している、その中でのコミュニケーション能力を求められている時代であることから、一定の規模の集団の中で多様な人と出会い、多様な考え方に接しておく必要がある」といった意見が出された。

本審議会では、これらの意見を基に、これまで山梨県教育委員会で示してきた高等学校の適正規模の考え方について、維持するべきものと意見を集約した。今後の学校についてはこれを基準として考えていく必要がある。

一方で、適正な学校規模を下回る学校については、この適正規模を画一的に考えるのではなく、職業科や地域性等を考慮する必要があることも併せて確認したところである。

2 地域における高等学校のあり方

高等学校は、生徒の進路実現を図る教育機関であるだけでなく、地域の知の拠点であり、また、地域活性化の核である。地域の人々と連携する中で、地域活性化等の取り組みに参加することが求められている。

人口減少に伴い生徒数が減少する中、高校によっては一定の段階で適正規模を下回る状況となる可能性がある。前述の適正規模を基準に高等学校の配置等を考える必要があるが、適正規模を下回る高等学校についても、ただちに再編の対象とするのではなく、通学時間や進学ニーズなど地域の抱える状況等に留意する必要がある。再編を検討する前に、地域との連携や県外募集の実施など、その地域における学校の存続の可能性を探ることも重要である。

中でも人口が比較的少ない周辺地域や県境地域においては、高等学校の有無は人口への影響も含めて考慮すべきである。生徒の進路実現はもとより、県外募集や中高一貫教育の導入など、さまざまな観点から、地域における学校のあり方を考えていくべきである。

高等学校のあり方の検討に当たっては、学校と地域の対話と連携が肝要である。学校と地域が十分に対話し、課題を共有し、連携を深め、生徒にとって最も良いあり方になるよう議論していくことが望ましい。

3 公私のあり方

高等学校の収容定員のあり方をめぐる私立学校との関係は、さまざまな経緯を経て現在に至っている。

昭和36年7月に山梨県教育委員会が、「山梨県高等学校教育審議会」に目安とすべき割合について諮問したところ、同年10月「生徒急増期の公立高等学校収容生徒数の策定にあたっては、昭和31～36年の実績入学率87.8%を下回らないように特に配慮する」旨の答申を得ている。

昭和46年の9月山梨県議会においては、山梨県教育委員会は、公私比率は当時ほぼ定着していた85:15を目安とする旨の答弁を行っている。

昭和55年度には、文部省局長通知を元に「山梨県公私立高等学校協議会」が設置され、公私比率は、以前からの85:15が確認された。

平成3年には、「山梨県後期中等教育問題協議会」の答申において、「公私協調のもとに、生徒の減少を公私のいずれか一方に負担させるのではなく、先ず、双方で公平に背負い合うことを、考え方の基本とすべきである」という方向性が示された。以降、「山梨県公立高等学校協議会」における協議により段階的に公私比率を変更してきた。

平成25年度の「山梨県公立高等学校協議会」において、公立高校側より、公立高等学校収容定員算定方法の変更(進学見込者数の算定に当たって、当年度の全日制高等学校の進学希望率を使用すること)の提案があったが、公私での協議は不調となり、これ以降、算定方法については協議が整っていない状況が続いていた。平成26年度以降の「山梨県公立高等学校協議会」においては、公立学校双方の主張する算定方法を両論併記により示し、当年度の公立高校収容定員について協議を行ってきた経過がある。

本審議会では、公立高校と私立高校のあり方に関して、その特徴や役割を踏まえながら、将来の公立高校の収容定員のあり方を審議した結果、公立高等学校協議会へ、将来に向けた方向性の検討を依頼することとした。そしてその協議にあたっては、次の点に留意するよう求めたところである。

- ・計画性・安定性や別の指標も含めて検討すること
- ・公私両輪で教育振興、私学経営にも配慮すること
- ・短期間に大きく変動させないこと

本審議会の依頼を受け、平成30年10月22日、「山梨県公立高等学校協議会」において協議が行われた。協議の結果、今後の公立高校収容定員のあり方として、公立高校収容定員算定の基準となる全日制高等学校進学見込者数の算定に当たっては、長期的に安定した指標として、計画進学率を用いることとした。計画進学率とは、中長期的な経営計画・学校づくりに資するため、過去の全日制高等学校進学実績を基に、全日制高等学校進学見込者数を算定する際の指標を定めたものであり、この指標は次期長期構想の期間、固定的に運用されるものと示されている。公立高校収容定員の算定に用いる公私比率については、将来予測ができること、私学経営へ配慮しつつも短期的に公立高校の収容定員へ過度の影響を与えないことなどの観点から、新たな長期構想期間における将来的な公私比率をあらかじめ設定することとし、平成30年度入試における公私比率82.2:17.8から80:20へ漸次改定していくことと

なった。なお、新たな長期構想の期間終了期までの社会情勢や進学動向の変化の可能性もあることから、新たな長期構想の期間半期で検証することとしている。

本審議会は、こうした山梨県公私立高等学校協議会の協議結果を尊重し、今後は公私それぞれが将来の生徒数を予測しながら、長期的な視点で学校づくりを進めていくこととした。公立高校においては低廉な家計負担による幅広い高校教育の機会や上級学校への進学機会の提供、地域経済を支える産業人材の育成など、私立学校においてはそれぞれの建学の精神に基づく多様な人材の育成など、それぞれの役割や特徴を踏まえ、公私がいわば両輪の関係として、協調しながら山梨県の高等学校教育を支え、振興していくことが望ましい。

Ⅲ 入学者選抜制度

本審議会においては、高等学校の教育のあり方のみならず、義務教育段階から高等学校への接続のあり方となる入学者選抜制度についても、検証を行った。

現行の高等学校入学者選抜制度の核としては、全ての学校及び学科に学区を設けない全県一学区制度を敷いている。また、前期募集、後期募集、再募集といった、多段階による入学者選抜を行っている。この入学者選抜制度のあり方については、平成17年6月27日、第10次山梨県高等学校入学者選抜制度審議会答申において次の内容が示されたことに始まるものである。

- ・学区の廃止
- ・受検機会の複数化
- ・複数の評価尺度による選抜
- ・特色ある学校づくりの推進

上記答申を基に、山梨県教育委員会は平成19年度以降の入学者選抜から、普通科の学区を全県一学区とし、総合選抜制度は廃止することとした。この結果、従前より全県一学区であった専門学科や総合学科等と合わせ、公立高等学校は全県一学区制度に統一されたこととなる。また、併せて、前期募集制度が導入され、高等学校の入学者選抜においては、複数の受検機会が確保されることとなった。

平成24年度には本審議会では入学者選抜制度について検証を行い、平成24年12月26日、「全県一学区・前期募集制度は継続」「前期募集に特色適性検査導入」等を

内容とする答申を行った。この答申を受け、山梨県教育委員会では、前期募集に特色適性検査を導入する等、入学者選抜制度の改善を図りつつ現在まで至っている。

これらの全県一学区制度及びこの導入に伴う前期募集制度については、高等学校のあり方や学校づくりに大きな影響を及ぼす重要な制度であることから、検証を行うこととした。

検証に当たっては、山梨県教育委員会が行っている高校改革アンケート調査結果による生徒や保護者の意識、各高等学校の特色化への取組、各高等学校の倍率の推移など、幅広い資料を基に審議を行った。

審議では、「さまざまな選択肢を設けていることは生徒にとって良いことである」「山梨県の規模からは妥当である」など、制度を肯定する意見が多数であった。山梨県教育委員会が行っている高校改革アンケート調査結果からは生徒・保護者の意見としても肯定的なものが多い状況であることも看取される場所である。

また、前期募集制度についても、全県一学区制度の下、特色と魅力のある高校づくりが期待できること、高校を知る機会や自分を知る機会となること、複数の受検機会があることによる高等学校進学機会の保証の観点からも、制度に対する肯定的な意見が出された。

これらの審議を基に、全県一学区制度及び前期募集制度については、本審議会として現行の制度を維持するべきものと意見を集約した。

しかしながら、現制度下における生徒の進路の希望や受検の動向として、「一部地域の高校に生徒の人気の集まる傾向もあることから、一部地域以外の高校への生徒の進学希望が増えるよう、特色化を推進する必要がある」との指摘もあった。そのため、全県一学区制度及び前期募集制度という入学者選抜制度を前提としながらも、多様な生徒の多様なニーズを受け止め、主体的な学校選択を促進するための学校づくりを推進していく必要がある。

IV グローバル化への対応

グローバル化への対応については、生徒の国際理解や国際競争力の向上だけでなく、グローバル化の進展や出入国管理及び難民認定法の改正(平成30年)など、社会背景を踏まえ、海外からの生徒、外国籍生徒の増加や、帰国生徒等の受け入れなどについても考えていく必要がある。一口にグローバル化と言っても、社会における諸相はさまざまであるため、多面的に捉えながら審議を行った。

(1) 外国籍生徒の受け入れのあり方

出入国管理及び難民認定法の改正など社会背景を反映し、今後の日本社会には在留外国人が増加すると考えられる中、外国籍生徒を受け入れる体制を確実に整えていくことは非常に重要である。外国籍生徒の受け入れとその増加に当たっては、カウンセラーや周囲の人たちによるフォロー体制も併せて考えていく必要がある。

また、外国籍生徒が希望する高等学校への進学ができない要因の一つに経済的な問題もあるという指摘があった。高等学校進学を実現するための補助・助成の制度は、日本語を苦手とする親を持つ生徒の家庭に伝わりにくい面があるため、理解を促進し、制度を広めていく取り組みも考えていくべきである。

(2) 日本語が苦手な外国籍生徒への対応

外国籍生徒が日本社会で生活していくためには、言語の習得は非常に重要な要素であるため、これを支える高等学校の体制が必要である。日本語が苦手であることにより、高校教育に進む前段の入学選抜で足踏みをするケースもあるため、高等学校進学へつなげることができるよう、対応を考えていくべきである。

また、各高等学校における日本語が苦手な外国籍生徒のサポートに当たっては、高等学校だけではなく、大学などと連携・交流しながら対応していく必要がある。

(3) 多文化共生に理解のある生徒の育成

外国人住民や本県を訪れる外国人観光客の増加が見込まれる中で、地域社会の中でも多様な文化・価値観が存在することを理解し、外国人とともに暮らす社会の担い手を育成していくことが重要である。

(4) 将来のグローバルリーダーの育成

グローバルリーダーなど、グローバルに活躍できる人材の育成に向けて、探究的活動を始めとした、世界でも通用する人材育成につながる教育の展開や企業とも連携した人材育成が必要である。(V参照)

V 将来のイノベーションリーダー・グローバルリーダーの育成

我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存のさまざまな枠を超えてグローバルに活躍できる人材を、社会と協働して育成していくことが重要である。

また、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成も一層重要となる。

生徒が、学校だけでなく、広く社会の中で、視野を広げ、意欲を高め、さまざまな分野への知的好奇心や専門性を高める機会を設けるなど、創造性を育む教育を提供することが求められる。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要である。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外のさまざまな場において外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことも重要である。

地域が直接世界とつながる時代の中で、各地域においてもグローバルな視点をもって豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要である。

将来のイノベーションリーダー・グローバルリーダーの育成に当たっては、その中心となる教育機関である大学・大学院への接続が重要である。AI やロボットなど、日本の経済社会を牽引する技術をリードする教育は特に大学院レベルのものであり、高度な内容の教育機会を得るためには、大学院を視野に入れた高等教育機関への進学を目指す教育が不可欠である。

現在、県立高等学校では、専門教育学科や普通科コース制を展開して、大学への接続を図っている。将来を展望する生徒が、目標の実現のため高等学校からさらに先の大学・大学院での教育へ接続を図る一つの過程として、教育内容を十分に把握し将来学びたい方向と照らして、一人ひとりが確信を持って学科選択ができるようにすることが必要である。

高等教育機関への接続を意識した教育と同時に、高等学校においてはAI やロボットなどを含め、論理的思考力、課題探究力、プレゼンテーション能力等、日本を牽引する人材となるために必要な知識・能力を磨く教育を展開する必要がある。それらの知識・能力を育成し、かつ高校生が自ら具体的な将来像を思い描きながら学んでいくことができるよう、大学等と連携した教育を考えていくことが重要である。

さらに、知識も技術も高度になるとともに、学ぶべきことは飛躍的に増加しており、かつ、グローバル社会に対応できる人材育成のための探究活動など新たな学習形態が必要となってきた状況の下、高度に専門的な職業につながるような教育は、高校3年間だけではなく、それより前の段階からの教育も視野に入れる必要もある。今後は大学との接続を含め、より早い段階から、将来日本を牽引するリーダーとしての意識や

責任感の醸成など、継続性の高いキャリア教育も含め、中等教育の6年間を通した一貫性と連続性のある教育も検討していく必要がある。

VI 地域経済を支える産業人材の育成

山梨県では、農業、商業、工業といった各産業の枠を超えた連携の取り組みが始まっており、新たな商品やサービスを開発し、展開を図っている。全国でも、各産業分野の壁を超えた取り組みが始まっている状況である。今後は、農業は農業、工業は工業と言った、それぞれの一分野の知識や技術を具備するだけではなく、その他の産業も含め、トータルな幅広い知識や技術を備えた人材が必要となる。そうした中、産業間の連携を図るような幅広い実践的な知識や技術を有した人材の育成のため、それぞれ専門分野を持つ職業科にあっても、学科の垣根を超えた横断的な学習機会を提供し展開していく必要がある。中学生段階での将来の選択の難しさを踏まえると、職業学科のみならず、総合学科における横断型学習の機会の提供も重要となる。

また、産業人材の育成においては、産業界との連携も重要である。インターンシップの実施や、産業界の講師による授業、あるいはICTを活用した情報交換や交流など、県内産業や企業を身近に知るとともに、特に山梨県の主要産業が製造業であることを踏まえ、ものづくりへの興味を高めることができる、さまざまな取り組みを検討していく必要がある。そして、県内への就職希望を大切にし、それを実現できる方法を考えていく必要がある。

県内産業を支える人材の育成に当たっては、知識や技術と言った専門性も大事であるが、就職した企業等において、仕事を覚えていく際の素直さやコミュニケーション能力など、人間力を高めていく教育を実践することも重要である。また、県内で働くことは、県内で暮らすことでもあり、そのメリットや課題を踏まえ、働くことと暮らすことをセットで考え、確信を持って山梨で働きたいという思いにつなげるための学習や体験も必要となってくる。

VII 多様な分野の人材の育成

社会も多様化が進んでいるが、子どもたちの志向や考え方も多様となっている。それだけにさまざまなニーズが出てきているところである。平成29年度に山梨県教育委

員会が実施した高校改革アンケートによると、生徒のニーズとしては体育系学科、観光系学科、福祉系学科があげられる。また保護者のニーズとしては、看護系学科、福祉系学科、情報系学科があげられる。生徒・保護者から共通の設置希望学科として福祉系学科が見られるが、社会の福祉系人材の需要の高まりからも、福祉系学科の設置が求められているところである。また、地域共生社会においては、福祉系人材が中心的な役割を果たすという指摘もある。福祉をはじめ、多様化の中で生まれるさまざまなニーズを把握し、中長期的な観点から学科や総合学科の系列等において対応していく必要がある。

現在普通科コース制については、英数理系に偏っているが、今後は、地域や生徒のニーズ等を踏まえ、福祉系や看護系と言ったキャリアを視野に入れたコースの設置ができるようにするなど、柔軟な取り扱いを可能とし、多様な人材の育成を図る必要がある。

また、地域社会、地域産業等で活動する人材を考えたときに、地域の中でリーダーとして活躍できる人材の育成も重要である。

VIII 多様なニーズへの対応

生徒も多様化する中、高等学校における教育のあり方も、特別な支援を含め、時代や生徒のニーズに合った多様な学びに対応していく必要がある。特に、不登校生徒や外国籍生徒を高等学校進学へつなげることに課題があるため、中学校と高等学校が連携し、受け入れる取り組みを考える必要がある。

多様な生徒の多様なニーズに対応していくためには、定時制課程や通信制課程の存在は重要である。本県の定時制課程においては、多部制や三修制という制度を敷いている。多部制とは、複数時間帯を設定し、時間ごとに分けて教育展開を行うものである。また、三修制とは、通信制課程等の併修を行うことにより、通常、卒業まで4年間で卒業するところを3年間で卒業できる制度である。これらの制度は、多様な学びのために重要であり、各地域でこうした制度を活用しながら教育を受ける機会を確保していくことが必要である。しかしながら、重要な制度であるにも関わらず、定時制課程の制度のみならず、通信制課程の制度を含め、中学校の教員及び中学生やその保護者に十分に伝わっているとは言いがたい状況である。したがって、これらの制度への理解の促進や周知に努め、制度のより幅広い活用促進を図るべきである。

通信制課程においては、これまで行ってきた郵便の利用以外の方法、特に、ICT を活用した学習方法の検討や、通信による学習を基本としながら、通って学びたいというニーズへの対応など、さまざまな学び方を考えていく必要がある。また、今般の働き方改革は、社会人の学び直しのニーズを増加させる可能性もあるが、このことへの対応では、通信制課程は一定の役割を果たすことができる可能性もあるため、ニーズを踏まえて考えていくことが必要である。

一方、さまざまな背景を持った生徒への対応は、指導や相談等に当たる教員の負担も大きいことから、負担軽減も考えていくことも、多様なニーズへ対応するための教育展開を確保するためには重要であることを付記しておく。

Ⅸ 中高一貫教育

山梨県教育委員会では、平成24年3月23日本審議会答申「中高一貫教育の必要性・方向性」に基づき、中高一貫教育の導入を進めてきた。

連携型中高一貫教育の導入に向け、平成26年度からは身延高等学校及び身延中学校と南部中学校で、それぞれの中学校・高校における授業アシスト、中学生対象の高校教員によるサマーセミナー、教員同士の相互授業参観、中高合同部活動など連携事業を順次開始し、平成31年4月から身延高等学校及び身延中学校・南部中学校の間における連携型中高一貫教育の正式導入に至っている。

本審議会では、将来のイノベーションリーダー・グローバルリーダーの育成という視点や、連携型、併設型、中等教育学校といった中高一貫教育の形態やその効果と課題、全国における中高一貫教育の導入状況等、さまざまな観点から今後の中高一貫教育の必要性や方向性について、審議を行った。

昔より知識や技術が飛躍的に進歩している中、併設型中高一貫教育・中等教育学校といった、より一貫性の高い中高一貫教育では、時間的な余裕の中での教育を行えることや教育内容の充実、幅広い年齢層の生徒が混在する教育環境が生徒に及ぼす影響・効果といったメリットがある。子どもたちの選択肢をより多様にすることや、家計等経済的な面及び全国において都道府県立の併設型中高一貫教育・中等教育学校の導入や設置が進んでいる状況を踏まえると、今後は県立学校においても、併設型もしくは中等教育学校による中高一貫教育の導入を検討すべきであると意見を集約した。

ただし、併設型中高一貫教育・中等教育学校の設置の検討に当たっては、設置を前提とするのではなく、メリット・デメリットを十分に考える必要がある。設置地域については、交通の便や進学ニーズを幅広く反映させることができる地域を検討するほか、地域活性化など、さまざまな視点から検討することが重要である。

併設型中高一貫教育・中等教育学校における教育の展開を考えるに当たっては、生徒それぞれの進路実現に向けた学力の向上だけでなく、今後日本を牽引していくリーダーとして成長するためには、自ら考える力を養成する視点も重要である。また、学力等の向上だけでなく、将来、社会に出てたくましく生きていくための社会性や心の成長の機会を確保することも必要である。一方、質が高く、通常よりも進度が速い学習を進める中で、生徒が学習活動等に難しさを抱えてしまう場合のサポートも考える必要がある。

併設型中高一貫教育・中等教育学校の導入を考える場合には、長期的な視野に立った学校運営を行っていく必要がある。生徒が安心して6年間就学できるためには、校長や教員の異動等により、教育の方針が大きく変わることがないように、教育プログラムや仕組みを考えていく必要がある。

併設型中高一貫教育・中等教育学校導入の検討を進めるに当たり、平成31年4月、身延高等学校へ導入した連携型中高一貫教育について、その効果等について検証をする必要がある。ただし、検証には一定の期間を要するため、並行してその他の方式の中高一貫教育を検討すべきことを付記したい。

X 地域との連携

(1) コミュニティ・スクール

平成16年に学校運営協議会制度が法令により制度化されて以降、コミュニティ・スクールの設置が広がり、地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む動きが進展している。

平成27年12月21日中央教育審議会の答申では、「これからの公立学校は地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であり、今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に

参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべきである」としている。

本県では、平成24年に甲斐市立双葉西小学校で初めて導入され、平成31年4月現在、小学校12校、中学校3校で導入されている状況である。他の都道府県では、18の道府県で導入されており、神奈川県などでは県内全高等学校への導入を進めるなど、高等学校での導入の取り組みも全国的に急速に進みつつある状況である。

将来の高等学校にとって地域との連携は一層重要になることから、本審議会においてもコミュニティ・スクールの制度について審議を行い、コミュニティ・スクールが地域住民と学校や生徒を結びつけることにより、地域の教育力、家庭の教育力の向上にもつながること、社会に開かれた教育課程という視点からも有効な仕組みであることから、本県の県立高等学校においても導入が必要であると意見を集約した。

コミュニティ・スクールの導入と運営に当たっては、参画する地域の人材の確保が重要である。運営に際して必要となる人材の確保のあり方や手法、地域人材の情報収集や情報発信の効果的な手法などが課題となると考えられるため、他県の先行事例などを含め調査・研究していく必要がある。また、コミュニティ・スクールの効果的な活用のためには、職業高校を始めその他の高等学校においても、必要に応じて福祉関連機関や産業界などと連携し、地域経済社会のニーズ等を反映することを視野に入れて考えていくことも重要である。

ただし、コミュニティ・スクールの制度の導入により教員の負担だけが増えることや、学校運営に支障を来すことがないように運営していくことが望ましい。このためには、住民と学校の間に入り一定の役割を果たす者の存在が重要であるので、こうした人材の活用も含め、運営のあり方を検討する必要がある。

また、コミュニティ・スクールの制度の展開に当たっては、高等学校の教職員等の意識改革や、導入後の制度運営や事業のマンネリ化への対策なども併せて考える必要があることを付記しておく。

(2) 地域人材の活用と地域に開かれた学校づくり

学校が地域と連携していくことは非常に重要であることは言うまでもない。そのあり方については、さまざまな可能性があると言える。各県立高等学校では、地域社会の求

める人材を的確に把握し、社会のニーズや地域の生徒の学習や進路のニーズに沿った学校づくりや、地域を理解する教育を進める必要がある。

地域の環境や人材について、教育やその他諸活動への活用を図ることが重要である。外部人材活用によるキャリア教育や、地域への愛着醸成、歴史や文化に触れる機会づくりのほか、地元の企業・会社などを知る機会も必要である。また、元教員やスポーツ経験者など、地域にはさまざまな才能を持った人材が潜在している。それら潜在的人材が人生経験で培った知見や能力を学校で役立てられるよう考えていくべきである。これらの地域人材の活用は、新たな学習指導要領に示された地域に開かれた学校づくりにつながるものである。

XI ICT の活用

県立高等学校における ICT 利活用の現在の状況としては、教務関連業務のシステム化を進めているほか、一部学校では生徒の学習支援等に民間事業者のサービスの導入が進んでいるところである。しかしながら、授業も含め学校内でのスマートフォン等の ICT 端末の利用については、総じて慎重な対応あるいは抑制的な取り扱いがされている現状である。他方、私立学校では、生徒一人ひとりの ICT 端末の活用に積極的な学校もあり、利用のための基盤整備が進んでいる状況も見られるところである。

ICT の利活用環境により、使っている生徒と使っていない生徒が分かれることになるが、このことは、生徒一人ひとりのその後の ICT 利活用及びそのスキルやリテラシーに大きく差をもたらす可能性がある。将来の社会では、ICT の発展や普及が著しく進み、かつ世界のさまざまな場所で活用されることが予想される。この状況を鑑みると、高校生の段階から ICT 機器の利活用について実践を重ね、自分自身で活用できるようにしていく必要がある。確かに、学校における ICT の利用には弊害やトラブルなどの一定のリスクもはらむものの、今後は学校現場における積極的な活用を求めたい。

ICT を効果的に活用することにより、生徒の学習の促進や、教員の負担軽減、働き方改革への寄与など、さまざまな可能性があるため、ICT の専門家の意見を聞きながら、山梨県教育委員会として積極的な活用を図って行くことが必要である。

生徒の教育面においては、ICT の活用が実現する個々の生徒に応じた質の高い教育を積極的に推進し、併せて実践を重ねながら生徒自身が活用できるようにしていく必要がある。ICT を教育活動において十分に活用していくためには、教える側の教員

が ICT を理解し活用できることが必要であり、ICT 機器の使い方や可能性、セキュリティ面も含め、知識や技術を高めていく必要がある。

また、ICT 技術の活用により、学校と企業等とのコミュニケーションを図ることもできる。一例を挙げると、学校と企業とが ICT でつながることにより、地元にはどのような企業があり、その社員らがどのような思いで働いているのかという現場の状況、あるいは地元企業の海外進出の状況など、社会人でなければわからないようなことも知る機会を作っていくことができる。このように、ICT の活用は、キャリア教育への効果も期待できるため、こうした活用も視野に入れておくべきである。

他の自治体で取り入れられ始めている遠隔授業いわゆるサテライト授業については、効率は良いが多額の費用がかかることが課題である。遠隔授業を含め ICT の活用は、学校現場における解決すべき課題が何かを十分に把握し、どのような対応が必要且つ効果的な手法であるのかを十分に検討し、その上で ICT 機器や技術の活用や導入を検討する必要がある。ともすれば多額となるハード面整備を考えるだけでなく、学校現場が抱える課題を解決するために必要十分なツールを探し利用する視点も必要である。

教員の負担を軽減するための ICT 活用も重要である。ICT を活用して学校経営や業務を行うことにより、例えば、教員と生徒とのコミュニケーションの増加と言った教育活動や学校運営上のメリットが生じることが重要である。そのためには、それぞれの学校現場が抱える課題を把握した上で、その解決に向けた活用方法を考えていく必要がある。

XII 学校経営

高等学校の教育展開に関するさまざまな審議を経る中で、学校の経営に関する意見も複数出されているのでまとめておきたい。

まず、高等学校の経営に当たっては、長期的なビジョンや PDCA サイクルなど、長期的視野に立った経営のノウハウを民間企業等から学んでいくことも重要である。

人材の育成に関しては、国際社会、日本社会、地域社会等との関係の中で、その学校がどのような人材を育て輩出していくのかを示し、それが社会に対して訴求力を発揮し、その学校の生徒を社会が求めてくるような学校づくりが必要である。併せて、

他県からも進学の希望を喚起でき、全国からも注目されるような学校づくりを目指してもらいたい。

前述のとおり、地域との連携が、今後の学校経営において重要であることは言うまでもなく、学校と地域の連携に当たっては、コミュニティ・スクールの導入等も検討する必要がある。また、地域に潜在するさまざまな人材を学校の教育活動や諸活動に活用していくことも重要である。特に、キャリア教育、地域への愛着の醸成、地域の歴史や文化に触れる機会づくりなどを進めるに当たっては、地域と連携、協働して行っていくことや、県内産業や県内の企業を知る機会を多く持つことにつながる取り組みの充実が肝要である。キャリア教育のみならず、教育活動を展開するに当たっては、産業界や福祉業界等との連携をさらに図っていく必要がある。

繰り返しになるが、高等学校においてさまざまな教育活動や諸活動を展開する中で、さまざまな場面において、ICT 技術や機器の活用を推進すべきである。ICT 技術や機器が発展し普及する中、それらの活用の必要性を見極めながら、生徒への教育活動のみならず、教員の業務への幅広い活用を進めるなど、教員の負担軽減に資する必要がある。

む す び

今回の答申は、可能性に挑戦するために必要となる力の育成、地域社会の持続的な発展を牽引する多様な力の育成、誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット、教育推進のための基盤の整備など、さまざまな視点から、将来の高等学校づくりのための基本的な考え方や方向性を示したものである。

魅力ある高等学校づくりには、制度面からのアプローチの他にも、現場で指導に当たる教員の資質も重要である。資質の向上策や教育の場で必要とされる高い資質・能力を備えた教員の確保は必要である。

また、教員の多忙化解消対策、働き方改革が進む中、さまざまな具体的な施策を展開していくに当たっては、現場で教育に携わる教員の負担が過度にならないよう、十分に配慮していく必要がある。

国の動向に目を向けると、教育再生実行会議から、令和元年5月17日に高等学校の普通科における改革などを盛り込んだ提言が出されている。この動きと軌を一にして、文部科学省でも、新時代に対応した高等学校教育のあり方として、普通科改革など各学科のあり方を含む初等中等教育のあり方について、中央教育審議会に諮問を行ったところである。

中央教育審議会における審議結果とその成果としての制度化等については、時期的にも内容的にも未定であり、現段階で本審議会がこれらの改革に関する提言を行うことは困難である。また、学習指導要領も改訂され、令和4年から10年間の学習内容がすでに具体的に定められているところであり、これについてもどのような影響を受けるか定まっていない。これらを鑑みると、普通科の改革についての対応としては、国における審議結果や制度変更の行く末を待つほかないと言える。県立高等学校の新たな長期構想は、現在の「県立高等学校整備基本構想」の終期を迎えるまでには策定する必要があることから、国の動きに先行することとなる可能性が高い。そのため、新たな長期構想においては、国の動向を踏まえた対応ができるよう、一定の柔軟性を備えることも必要であろう。なお、未確定である普通科改革の部分を除けば、本審議会の答申は、国で検討が進むであろう内容とおおむね方向性を共有しているのではないかと考えているところである。

山梨県教育委員会におかれては、山梨や日本の未来を担う子どもたちが、夢や希望を持ち意欲的に学び、確かな学力や豊かな心、健やかな体など、それぞれの子どもたちが可能性に挑戦するために必要となる力を育成していくことができる教育環境を整えるため、本審議会の答申内容を、さまざまな角度からの貴重な意見の集約結果として受け止め、将来の高等学校の長期構想策定に活用されることを期待するとともに、各学校が全国からも注目され、生徒が集まるよう、魅力と活力のある学校となることを望むものである。

高等学校審議会
H30.6～R1.7
(12回開催)



「県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について」
答申 (R1.8月答申予定)



答 申 書 の 内 容

構想策定上の視点

- 可能性に挑戦するために必要となる力の育成
- 地域社会の持続的な発展を牽引する多様な力の育成
- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット
- 教育推進のための基盤の整備

高等学校のあり方

- 適正規模 160～320人 (1学年)
- 地域における高等学校のあり方
 - ▶ 再編の検討には地域の実情等を考慮
 - ▶ 県外募集の実施
- 公私のあり方
 - ▶ 公私両輪で高校教育振興
 - ▶ 長期的視点と安定性を備えた公立高校収容定員策定方法

入学者選抜制度

- 全県一学区制度の維持
- 前期募集制度の維持

グローバル化への対応

- 外国籍生徒の受け入れ・フォロー体制の整備
- 日本語が苦手な生徒の支援体制の整備
- 多文化共生に理解のある生徒の育成
- 将来のグローバルリーダーの育成 (再掲)

人材の育成

- 将来のイノベーションリーダー
・グローバルリーダーの育成
- 高等教育機関進学を意識した教育
 - 中高一貫教育の活用
 - 探究的活動の推進
 - 他教育機関と連携
 - 学科等の教育内容の明確化

- 地域経済を支える産業人材の育成
- 産業のトータル知識・技術の修得
 - 学科横断的学習の展開
 - 産業界と連携した授業
 - 人間力の育成

- 多様な分野の人材の育成
- 生徒や社会のニーズを踏まえた学科等の展開
 - 普通科へ多様なコース設置
 - 地域経済・社会を支えるリーダーの育成

多様なニーズへの対応

- 定時制の多部制・三修制の維持と制度の周知
- 通信制におけるさまざまな学び方の展開
- 不登校生徒等の高校への接続対策

中高一貫教育

- 併設型・中等教育学校の設置の検討
- 連携型 (身延高校) の導入成果等の検証

地域との連携

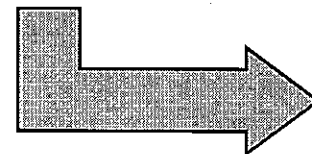
- コミュニティ・スクールの導入
- 地域人材の活用推進

ICTの活用

- 積極的活用の検討
 - ▶ 生徒の学習促進
 - ▶ 教員の負担軽減

学校経営

- 長期的ビジョンとPDCAサイクルによる学校の経営
- 社会が求める学校づくりの推進
- 地域、産業界等との連携・協働



次期・県立高校長期構想の策定へ

第1回審議会 6月1日(金)

- ・審議会設置・委嘱
- ・諮問 「県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について」
- ・現県立高等学校整備基本構想の推進の経緯について
- ・公立高校の状況について
- ・教育をめぐる社会・経済環境の変化について

第2回審議会 7月5日(木)

- ・長期構想策定上の課題について
- ・長期構想策定における視点について

第3回審議会 8月2日(木)

- ・公私の役割・特徴について
- ・公立高校収容定員のあり方(公私比率)について

第4回審議会 9月5日(水)

- ・公立高校収容定員のあり方(公私比率)について
- ・構想策定上の視点について
- ・今後のスケジュールについて

第5回審議会 10月25日(木)

- ・入学者選抜制度について

第6回審議会 11月22日(木)

- ・高等学校の規模について

第7回審議会 12月18日(火)

- ・グローバル化への対応
- ・地域との連携

第8回審議会 1月25日(金)

- ・全日制各学科(普通科・専門教育学科・専門学科・総合学科)

第9回審議会 2月22日(金)

- ・定時制課程・通信制課程
- ・ICTの活用

第10回審議会 3月22日(金)

- ・中高一貫教育
- ・高等学校の規模・地域における高等学校のあり方
- ・学校経営

第11回審議会 5月30日(木)

- ・審議のまとめ

第12回審議会 7月30日(火)

- ・答申案について

高等学校審議会 委員名簿 (50音順)

氏 名	役職等	任 期
淡路 啓二	駿台甲府高校PTA副会長	H30.6.1 ～R2.5.31
飯室 元邦	(株)YSKe-com社長 (一社)県情報通信業協会会長	H30.6.1 ～R2.5.31
石原 初江	山梨県PTA協議会会長	R元.5.30 ～R2.5.31
太田 充	町村教育長会会長(昭和町教育長)	R元.5.30 ～R2.5.31
岡本 新一	山梨中銀経営コンサルティング経済調査部長	H30.6.1 ～R2.5.31
小澤 紀元	都市教育長会会長(笛吹市教育長)	R元.5.30 ～R2.5.31
兼清 慎一	山梨県立大学国際政策学部准教授	H30.6.1 ～R2.5.31
河野 侯光	JA山梨中央会参与	H30.6.1 ～R2.5.31
齊藤 基樹	浅川熱処理(株)代表取締役 (一社)県機械電子工業会副会長	H30.6.1 ～R2.5.31
土橋 正洋	山梨県高等学校PTA連合会長 (甲府南高校PTA会長)	R元.5.30 ～R2.5.31
中井 道夫	元山梨学院大学法学部教授	H30.6.1 ～R2.5.31
中村 和彦	山梨大学教育学部長	H30.6.1 ～R2.5.31
八田 政久	駿台甲府高校校長	H30.6.1 ～R2.5.31
古屋 武人	山梨県高等学校長協会会長 甲府東高校校長	H30.6.1 ～R2.5.31
宮本 実佳	岩下温泉旅館若女将	H30.6.1 ～R2.5.31
武藤 岳人	(社福)壽光会常務理事・施設長 県老人福祉施設協議会会長代行	H30.6.1 ～R2.5.31
村松 博己	山梨県公立小中学校長会副幹事長	R元.5.30 ～R2.5.31

旧委員

氏 名	役職等	任 期
小澤 浩	前 山梨県高等学校PTA連合会会長	H30.6.1 ～R1.5.29
小林 仁	前 都市教育長会会長 甲府市教育委員会教育長	H30.6.1 ～R1.5.29
佐野 勝彦	前 町村教育長会会長 前 昭和町教育委員会教育長	H30.6.1 ～R1.5.29
佐野 誠	前 山梨県PTA協議会会長	H30.6.1 ～R1.5.29
松野 実	前 山梨県公立小中学校長会副会長 前 甲西中学校校長	H30.6.1 ～R1.5.29